

## 岡山大学合宿所使用基準

平成 29 年 3 月 10 日  
学生総合支援センター長裁定

### (目 的)

第 1 条 岡山大学合宿所（以下（合宿所）という。）は、本学学生の合宿訓練等のための課外活動に使用することを目的とする。

### (使用者の範囲)

第 2 条 合宿所を使用することができる者は、次のとおりとする。

- 一 学長に団体結成・継続届を提出した学生の団体
- 二 その他学長が必要と認めた団体

### (休業期間)

第 3 条 合宿所の休業期間は、管理上必要と認められる場合を除き、夏季一斉休業期間、年末年始、その他大学が指定する日とする。

### (使用手続)

第 4 条 合宿所を使用しようとする者は、所定の合宿所使用願兼許可書（様式 1）及び合宿者名簿（様式 2）により、使用前月の 20 日（休業日の場合はその前日の窓口業務日）までに願い出て許可を受けなければならない

- 2 前項の願い出を認めたときは、許可書を交付するものとする
- 3 前項の許可後に使用を中止又は変更しようとする場合は、速やかに届け出なければならない。

### (使用日の限度)

第 5 条 合宿所の使用は、原則として連続 7 日間を限度とする。

- 2 前項にかかわらず、7 日を超えて使用しようとする者については、願い出によりこれを許可することができる。

### (入退所時間)

第 6 条 合宿所の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、入所日の 14 時から 17 時までの間に入所し、退所日の 12 時までに退所しなければならない。

### (使用報告)

第 7 条 使用者は、合宿所の使用後は速やかに合宿所使用報告書を学生支援課に提出し課員に確認を受けなければならない。

### (使用心得)

第 8 条 使用心得は、別に定める。

### (使用の中止)

第 9 条 使用者がこの内規に違反した場合は、使用を中止させ、以後の使用を禁止することがある。

### (損害の弁償)

第 10 条 使用者が故意又は過失により施設及び設備等を破損又は亡失したときはその損害を弁償しなければならない。